

平成27年4月1日

社会福祉法人 和光福社会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を構築することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 年休取得率の促進のため、職員の年休取得の実態把握や取得啓発を年1回行う

<対策>

平成27年 6月～ 現状を把握する。(事業所ごとの年休取得率の算定、職員の意識やニーズ等の把握。)

平成27年10月～ 社内会議にて、結果について検討する。

平成28年 4月～ 年休取得啓発の回覧やポスター等で職員に周知し、取得を促す。

目標2 育児や介護を理由とした急な休みにも対応できるよう、現状の業務体制を見直す

<対策>

平成27年 8月～ 現状・課題を把握する。

平成28年 1月～ 社内会議にて、育児や介護を理由とした急な休みにも、仕事が滞らないよう仕事の割振りや職員一人ひとりの業務領域について再検討する。又、柔軟な業務領域に対応できるような人材育成を検討する。

平成28年 8月～ 育児休業、介護休業制度の理解促進のため、職員にパンフレットを作成し、配布する。又、内部研修等で職員への啓発を行う。

平成29年 1月～ 育児や介護をしている職員に対して、所定外労働の免除を推奨する。

平成30年 5月～ 出産や子育て等により退職した職員の再雇用制度導入について検討する。

平成30年 8月～ 再雇用制度に関する職員の意識やニーズを把握する。
平成31年 4月～ 再雇用制度を導入する。

目標3 育児休業中の職員に対して、法人内の情報や仕事等に関する情報を提供し、円滑に職場復帰ができるよう支援する

<対策>

平成27年 8月～ 情報提供の方法、内容、回数等について検討する。
平成28年 1月～ 職員に対して、情報提供を行うことについて周知する。
平成28年 4月～ 育児休業者が出た場合に随時実施する。(育児休業直前に、情報提供を行うことについて再度周知する。)